

# 地方改良運動と社会教育

——青年会をめぐる——

大 庭 宣 尊

Chiho Kairyo Undo (Improvement of Local Community) and Young Adult Education

——Focus on Youth Club——

Nobutaka Ohba

## はじめに

「元来教育は単り子弟を教ふるのが教育ではない。殊に地方改良事業の如きは社会教育ということ考へて行かねばならぬ。(欧米の例に照らしても社会教育は)単り其市民、町村民の智識を拓める上に必要なのみならず一面人心の作興を図る上にも必要であると思ふ。……それに依つて其市町村と住民の関係を厚からしめ、又団体員相互の関係を深からしめて自然に共同心とか公共心とかいう処の自治発展の根本的觀念を養成し兼て智識を涵養したいのであります」<sup>1)</sup>

明治42年10月の第二回地方改良事業講習会において、内務省参事官水野鍊太郎が欧米の地方経営事例を紹介しつつ、日本の地方改良のあり方を論じた講演の一節である。

いわゆる地方改良運動は、社会教育政策として、唱導者ならびに運動現場における指導者から、統一的に認識されていたわけではない。しかしながら、「自治発展」さらには国家への内発的支持の抽出・強化(およびそれと相互連関を保った、資本主義への積極的対応姿勢の養成)のため、きわめて有効なものとして、社会教育的方法が注目されている。

日露戦後、国家権力にとっての課題は、帝国主義世界体制の中で、「戦勝の名誉」をさらに大なるものとし、「列国と共に文明の恵沢に浴せん」がため「国民の智徳を養ひ其の性情を益々向上せしめ、又一面に於ては産業の発達を促がし、国民の充実を図る」<sup>2)</sup>ことにあった。すなわち、戦争を主要な契機とする国家財政の危機および「難村」問題に端的にうかがえる国民の疲弊という問題の噴出をいかに処理するか、さらには帝国主義諸列強との「平和的戦争」に勝利するに足るだけの国民生産力の増強と挙国一致体制の確立をいかに早急に成し遂げるか、ということである。

地方改良運動は、この課題をおった戦後経営の推進を大きく担う内務省が、その具体的施策として唱導したものである。

本論にはいるまえにここで、地方改良運動主唱者たちの論を中心にして、この運動の理念を少し追ってみることにしよう。

## 一 地方改良運動の理念

内務省のなかでは地方局がこの運動の中心である。ここに属する官僚たちは明治38年12月に結成される報徳会に主要メンバーとして名をつらねており、報徳会機関誌『斯民』の執筆陣の中心

でもあった。国家官僚にとって、日露戦後の課題解決のためには、国民の積極的な経済活動とそれに国家へのベクトルをもたせることが必要であるがゆえに、至誠・勤労・分度・推譲を基本的スローガンとして、経済的活力を基礎としつつ「独り己の利益を進むる所以たるのみならず、併せて世の慶福を扶くる」<sup>39</sup>ような道徳を説く報徳思想が注目されたのである。そうしてこの「道徳と経済の調和」は、国家官僚によって、国民—国家関係の基本理念として宣伝されていく。

内務省地方局は、明治40年に『地方自治要鑑』『地方資料』を編集し、これを全国の地方行政当局者に配布したのをはじめとして、各地から望ましい事例（すなわち「道徳と経済の調和」の具体例）を蒐め地方経営の参考に附するための模範例集を次々に刊行している。その地方経営の総論は次のように展開される。

「各人をして、自営勤労の風を興し、又進んで世の為め人の為めに盡すべき、最高の道義を自覚せしむるは、固より自治の至醇なる使命たり、また「今や戦後日尚ほ浅しと雖も、国家諸般の経営、其重きを加ふること、却て旧時に倍せり。随ひて之を地方の発展に待つべきもの亦寔に少からず。されば事績の稍々見るべきものと雖も、固より更に一般の奮励を加へて、愈々完璧の域に達せんことを努めざるべからず」<sup>40</sup>すなわち「自治」それ自体が「道徳と経済の調和」の訓練場面でなくてはならず、またそれと同時に「調和」によって自治の完美—国家興隆への道を拓くべきである、ということである。この論点はのちに、明治41年10月に渙発される戊申詔書によって、権威づけられることになる。

周知のごとく戊申詔書は、「内国運ノ発展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇風俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ」と、国運発展のための徳目を掲げる。これらの徳目は先の『地方自治要鑑』あるいは報徳会が強調するところのものであり、私的生活・個的営為に力点をおきつつそれを国家へと敷衍させ、その両者の狭間を埋めるものとして「道徳と経済の調和」（内務官僚の言葉によれば「公共心」「共同心」）を要求するのである。しかしこの「道徳と経済の調和」自体が「漠然として明瞭を欠くの憾あり」<sup>41</sup>と指摘され、また「公共心、共同心を養ふといふことは……是を為すには実際どうして宜いかといふことになりますと、随分難しい」<sup>42</sup>と内務官僚自身をして嘆かせているごとく、道徳と経済、個的営為と国家を、現実的媒介なしに短絡させることは難題であった。それゆえにこそ内務官僚はその媒介を地方（全国一万二千の町村、特に農村）に求めるのである。地方を基盤にして「随分難しい」事業を成し遂げるためには、冊子配布による宣伝だけでなく、現場指導者の育成をはじめとして積極的な運動を開始する必要がある。こうして、明治42年7月に第一回目の地方改良事業講習会が開催されるのである。

「国家の基本は地方にある即ち町村にある（中略）或区域の進歩を望まねば国運の発展は得て望むことは出来ない」、「地方改良の事業と申すと、誠に茫漠な問題である（中略）其一二を挙げて見れば自治事務のこと並に財政の整理は申すまでもなく、其外経済殖産のことも訓育風化のことも或は勤儉貯蓄の奨励のことも皆網羅するに非ざれば改良の目的を達することは出来ないのである」<sup>43</sup>（開会式における平田東助内務大臣訓示演説）

では国家の基本として、換言すれば個的営為と国家との媒介項として、また「道徳と経済の調和」の訓練場として、地方自治およびその改良が、なぜ重要なのであろうか。それは、「人民は先づ以て其利害の近い所の自治団体で以て、行政に当り、さうして行政の利害得失といふやうな

事に習熟したり（することによって）国家一般の行政にも、始めて参与することが出来<sup>10)</sup>ようになるからである。また「田舎の人は土地が最も大切な財産である」から、「最も国を愛するの精神に富んで居る<sup>9)</sup>」、さらには地方町村が、「人心を導く傾きを有って居り」本来的に「それ自身が既に道徳的<sup>10)</sup>な職業たる農業を基盤にしているからである。

国家官僚は、地方において、自己の利害が所属集団のそれと不可分であるという思念の抽出を画るとともに、私的生活にまで介入して個的営為の総体が公共であるという偽装化をすすめることによって、地方—国家への内発的支持を喚起しようとした。さらにそうした思念・生活倫理に依って、都市部における知識人・労働者の「道徳」の欠如という事態に対処しようと考えていたのである。

地方改良運動において「地方」とは第一義的には「国家の基本たる町村」であった。それゆえこの地方改良運動は、利害関心あるいは「自営勤労」を中心として「道徳と経済の調和」を前面に出しながら、かつての明治地方自治制では国家にとって私的領域として放置されていた旧共同体（行政区画では大字）の内部構造にまで行政的配慮を及ぼすという、新たな国民統合政策への意図をもち、そうした介入によってこそ日露戦後の課題である生産力増強・挙国一致体制確立を果しうるとの期待のもとに、推進されていくのである。

## 二 「道徳と経済の調和」の現実

「自治行政といっても、畢竟国家の事務を行ふのに外ならぬ<sup>11)</sup>」かぎりには、その整備・強化がなされねばならぬという論理は、町村の基本財産の蓄積とともに、徴税に耐えうるだけの経済力を住民に要求する。しかし地方改良運動は、それにとどまらず、積極的施策として、生産力拡大にむけた共同行為、およびそれを通じての「公共心」「共同心」の養成を展開していこうとするのである。

この運動のめざした方向をよく示すものとしては、部落有林野統一問題があげられよう。部落有林野は、内務省のみならず農商務省からも、次の二点から、町村のもとに統一して町村自身の基本財産となすべき重要物件とされる。一つには、旧来の共同体の結合の自然的前提条件たる部落有林野の存続それ自体が「部落割拠の弊」を招くもとになっており、その弊害を除きさらにすすんで「国家を成立たして居る団体」たる町村の基礎を強固にする必要がある、ということである。いま一つは、従来どおりの入会的利用を続行させておく限りはさほどの生産力も期待できぬゆえ、これに商品化を前提として植林をなし、町村の基本財産として、「市町村の各種の施設をなす所の財産に充てたいといふ希望」からである<sup>12)</sup>。

部落有林野は、国家官僚が正当にみてとったごとく部落の共同体的関係性を規定するものであるとともに、具体的には肥料採集など旧共同体成員の生産活動の物質的保障であるがゆえに、町村有にすることに対する抵抗は容易に予想できる。そのため地方改良運動では、「統一」問題処理の中心に、共同体的結合を超えた次元への利害関心の抽出、という方法を据えて勧奨していくのである。具体的には、土地私有制確定後30余年を経たこの時期、資本制商品経済の農村共同体への浸透を背景として、共同体的所有の存続よりもむしろ、部落有林野の統一による町村基本財産の蓄積（そこからの収益に見合っただけの個人的税負担の軽減）に積極的な関心を示しうる階層に働きかけるのである。少し長いですが、それをよく示す事例を次に掲げておこう。

「私の村には山に依て渡世して居る様な者が約三分の一許りあります。内には皮を剥ぎ革履を作りて渡世するような無資産な者もあります（統一への動きに対し）渡世の窮する事になるから、自分等を養ふて呉れるといふ事になれば宜いけれども、さうで無ければ、到底それは同意が出来ないといふ事であります。又其外の者に致しましても、其等に依て利益して居った者は、かく強硬に反対を致しまして、同意を致しませぬ（それで多数決ということになり七対三で統一に賛成という結果がでて）トウトウそれ等の少数の者は泣寝り」ということになってしまった<sup>13)</sup>。

共同体成員としての労働諸条件への関係行為が否定されるならば、彼らは、ただ個的存在として、現実の資本制商品経済のもとに編入されることになる。地方改良運動の理念としては、共同体の上層成員だけでなく、中下層部分までが「独立自営の精神」「実業の精神」をもって、積極的な経済活動を行なう、という構想がたてられていた。すなわち地方改良運動は「道徳と経済の調和」を標榜しながら、その力点を、自己の生産活動が共同体の存在そのものを前提とする共同体内個人ではなく、むしろ共同体からは自由な労働諸条件を前提とする主体的営為においたのである。たとえば、国家官僚は、小作人の勤儉力行の度に応じて彼ら小作人への漸次的な土地譲渡をなすよう、地主に「温情」を訴えかけている。それは国家官僚にすれば、もはや共同体秩序によってはおしとどめることのできない小作人層の村外流出は、農村の生産力発展上および風紀上ゆゆしき問題であるがために、「小作人を引上げて自作兼小作に直」し彼らをして「独立自営の精神」を持たせることが必要だからであった<sup>14)</sup>。

ではこうした「独立自営の精神」をもとに、生産力発展にむけた共同作業、およびそれを通じて「公共心」「共同心」を養成するという構想は、実態としていかなるかたちで展開していったのだろうか。上述の地主—小作の例の場合、現実にはそうした「温情」が広く行なわれることなく、地主—小作の支配関係を補完するものでしかない、地主による小作人への勤勉奨励のみが遂行されていくのである。

生産活動とは直接的な関係をもったものではないが、この運動の現実を反映するものとして、税負担との関係において、各地に納税組合が設立されている。「地方自治制」に規定された国家財政最優先（納税に支障のあった場合、まづ国税に対する保障から始める）に加え、日露戦時下の「非常特別税法」の戦後への継続は、凶作や外米輸入と相まって、農民（地方改良運動でいう地方人民）および町村財政に殊に重くのしかかる。この税法は地方財政における附加税課税の制限を規定しており、町村ではその対応策として、制限のなされていない戸数割等に税源を求めた。しかしこの戸数割は実質的な不均衡負担であるため、零細農民を中心として滞納者・滞納額が多くなっていくのである。このような状況下に設立される納税組合は、「本村内ニ納税義務ヲ有スルモノハ総テ本組合ニ加盟スル義務アルモノトス」（福井県松原町）<sup>15)</sup>、「本町住民ニシテ本組合ニ加入ヲ拒ムモノアルトキハ家主又ハ地主ニ於テ本規約ノ趣旨ヲ懇示シテ尚肯セサルトキハ家主又ハ地主ハ本町ニ対スル徳義ヲ重ンシ其貸家又ハ貸地ノ約束ハ之ヲ取消スモノトス」（福島県喜多方町）<sup>16)</sup>というように、そのほとんどが全戸強制加入制をとっている。また活動内容としては、納税にそなえて日銭貯金を規定するものあり、部落全体完納まで旗を掲げておくものあり、小学校に滞納者名簿を貼り出し子供をして親に納税をせまらせるものあり、さまざまである。ただ滞納処分を受けた者に対して「部落ノ体面ヲ毀損シタルモノナルヲ以テ部落内ニ協議ニ附シ」<sup>17)</sup> 制裁を加えるよう申し合せをしているものが多い。ここにみられるのは、納税という町村に対する

「徳義」が強調され、滞納者はその徳義を完うしなかったという理由で私的生活の包括体たる部落共同体から除外されるという構造である。すなわち戸数割等相対的に重課された零細生産者の滞納を防ぐため、また滞納による町村財政（歳出の半ば以上が小学校教育費）の危機を避けるために、町村に対する徳義が重んずべきものとされ、それに反した者への制裁は有産者および部落内協議によってなされるべきだ、というのである。

次に「勤勉して貯蓄し、貯蓄して更に勤勉すれば、人として幸福ならざるはなく、国として繁栄せざるはなし」<sup>18)</sup>と勸奨されたいわゆる勤儉貯蓄についてみてみよう。勤儉貯蓄は地方進一国家繁栄という文脈の中でこそのものであり、単なる節用でなく「零碎なる資金を集めて更に之を活用すること」<sup>19)</sup>に力点がおかれていた。

「資金を集めて活用する」機関としては産業組合が期待されるのであるが、この産業組合は、資本主義の中で中小生産者（農村における中小農）の生産活動の保全・拡大を画するという設立趣旨とは異なって、現実の事業内容が主要には非農業部面への資本放下であったため、中小農層の反応は冷淡であった<sup>20)</sup>。それゆえ産業組合は、設立数こそこの時期に急増するものの、「実際中産以上ノ産業者ノミヨリナルモノ多シ」という状態が続き、成績良好組合認定の基準に「区域内ノ小産者ヲ網羅セルモノ」という一項を設けねばならなかった<sup>21)</sup>。産業組合は、中小農民に「優勝劣敗自由競争」に対応した積極的経済活動を展開させるよう期待されながらもそれを十分にはたしえなかったが、その中小農民は、地方改良運動の過程で、「勤儉貯蓄」を自己の個的営為の観念的シンボルとしていくのである。

勤儉貯蓄の運動組織たる勤儉貯蓄組合は明治30年代から結成されはじめていたが、戊申詔書—地方改良運動がそれに拍車をかけることになる。それらは、矯風会あるいは時刻励行会などという組織と密接な連関をもちながら、日常生活規律の統制などによって捻出した日銭を貯蓄させようとするものであった。奢侈の弊風の矯正、あるいは労働時間延長による生産力の拡大は、国家官僚の勸奨するところのものであるが、ここでは「道徳と経済の調和」という名のもとに貯蓄そのものを目的化していく傾向が強い。その「活動」の内容をみると、衣食住の瑣末な事項にまで規制を行ない、「つきあい」をその経費とのかねあいにおいて制限したり、また休日および休息時間まで制限するものなどが多いのである。

地方改良運動のこうした効果は、『忠実業に服し勤儉産を治め』の句あるよりして、或は勤儉治産の詔書などと誤り称し奉るが如き……愚民の憐むべき私情」<sup>22)</sup>と、都市知識人によって勤儉貯蓄の消極的姿勢を冷罵されるとともに、内務次官をして次のような訓令を発せしめるにいたるのである。

「(勤儉にばかり走って生産活動にまで影響が出ていると聞くが) 万一スル極端ノ事実ヲ見ル如キ有之ニ於テハ畜ニ聖旨ニ副ハサルノミナラス勤勞ヲ倍シ各自其業ニ励ミ一家一郷ノ繁榮ヲ増スヘキ積極進取ノ気風ヲ沮喪スルニ至ルヘク洵ニ遺憾ノ次第ト存候 (後略)」<sup>23)</sup>

なお地方改良事業講習会による大々的な国家理念の宣伝を経て、勤儉貯蓄組合のなかには一定程度の預金高になった時点で、理事者の主導により、「経済と道徳の調和を実際に且完全に図るがために」産業組合への改組をなすものも現われはじめていた<sup>24)</sup>。また組合という形態をとらないものでも、勤儉貯蓄によって、他町村住民が自町村に所有している土地を買い戻すことのみならず、さらに他町村において土地購入をなすことが、町村の公益を画るものであり町村公益の増

進は国家富強に通ずる積極策である、と奨励される事例が多くみられる。勤儉貯蓄という消極的営為の完遂の中から、運動体上層成員は自己の意識内において国家理念を、勤儉貯蓄をさらにすすめて資本制商品経済に積極的に対応していくことが個人および公共の利益となる、というように展開していくのである。

「道徳と経済の調和」という国家理念は、実際の運動場面における勤儉貯蓄によって、「沈着ニシテ能ク業ヲ励ミ犯罪者等殆ト希ナリ」<sup>25)</sup>と、当時もう一つの重要な問題であった「思想悪化」の防止には一定程度あずかりながらも、「諸事冷胆ニシテ政事思想ナク、且ツ公共心ニ乏シク、兎角我利的ニ走ルノ風アリ」<sup>26)</sup>という状況をも生みだしていった。

成員の生活共有空間としての共同体がそのまま成員の個的営為を保証するという共同体的関係性は、土地私有制・明治地方自治制を経た資本制商品経済の浸透過程で、私的利害によって現実的に領導されていくことになる。ただ地方改良運動では、共同体から自由な労働諸条件を前提とする主体的営為に対して国家へむけた「道徳」を求める国家理念をまえにして、共同体上層成員が、私的生活の包括体としての共同体的結合を反映させたかたちで「道徳と経済の調和」をシンボル化し、個的営為—地方—国家という擬制的環節の完結を求めていくのである。旧来の共同体を超えた次元で利害関心をもちうる上層成員が、私的利害の先行する生活共有空間において「道徳と経済の調和」を推進することにより、逆に私的利害の追求を正当化していくということこそが地方改良運動の構造的特質であった。

青年会はこうした現実の「道徳と経済の調和」を推進すべく、「第二の国民」たる青年に対する社会教育を展開していくのである。

### 三 青年会の社会教育

「青年団体の活動は、独り学校教育の不足を補ふに止まらず、市町村に於ける風紀の矯正、貯蓄心の養成、副業の奨励、商工業の発達より、役場事務の改善、公安の維持に至るまで、総て青年団体の力に負ふ所鮮からず」<sup>27)</sup>という国家官僚による青年会への注目は、日露戦中に始まる。明治38年7月、芳川顯正内相は西日本地方視察後、『時局の地方経営と内相の巡視談』において戦時下の青年団体の活動（壮丁の予備教育、実科教育を行なう青年夜学会等）に注目し、これを受けて同年9月、内務省地方局長通牒が発せられ「近年各地方青年会ナルモノ勃興シ将来望ヲ囑スヘキモノ少カラス之レ蓋シ時局ニ感激シテ蹶起セルモノ多キニヨルヘキモ之ヲシテ時局ト終始セシムルカ如キコト之レアリテハ之レ遺憾ノ次第」<sup>28)</sup>と地方青年会の勸奨誘掖が指示されている。文部省は主として補習教育との関係において青年会に注目することになる。すなわち帝国主義諸列強に互していくに充分な国民養成という課題にとって4年という義務教育年限はあまりにも短かすぎるし、卒業後青年がその教育を保持していくためにもなんらかの処置を講じなければならない、という認識は、文部官僚をして、年限延長への運動とともに、補習教育の重要性の認知による青年会への注目へと向かわせるのである。文部省が青年会に注目するには、広島県において明治20年代以降積極的な青年会活動を行ってきた山本滝之助の意見が大きくあざかった。明治38年8月の第五回全国連合教育会における彼の演説の論旨は文部省のみならず、地方改良運動においても、青年会に対する基本的方針を規定していくことになる。以下に簡単にその論旨を追っておこう。

小学教育と卒業後の補習教育との現状をみると、補習教育の実をあげさせないだけでなく小学教育自体の障害物となっているのが、若連中などと称する青年団体である。「若しそれ等団体にして改正せられんか、今日の小学教育の保護者たり得のみならず、或は夜学会を開らきて文庫を設け、所謂補習教育の普及発達に於て、最も簡易にしてしかも、最も有効なるものたり得べきなり」しかし「抑も若連中の問題たる其関係する所決して狭少にあらず。之等団体の善悪振否は直ちに国力に影響し国運の消長に関するものあるが如し」。国民の多数たる農民は物質・精神両面にわたって国家の原動力であり、その後継者たる青年の団体が国家に対していかなる位置を占めるかは言うまでもないことであろう<sup>29)</sup>。

小学教育を補完しつつ、風紀改善さらに農事改良にむかわせ、国家進運に青年を寄与せしめるには、青年会を善導しなければならぬ、ということであるが、ではなぜこの時期に、内務省が青年会に注目しさらには、地方改良運動において青年会活動を積極的に推進していったのであろうか。

たしかに日露戦中における青年会の銃後活動はめざましいものがあり、日清戦中にも若干の活動がみられるものの、おそらくは日露戦争が、全国的範囲にわたり「田舎青年」が国家との接触をもちえた最初の機会であった。だがそれをもって「国家主義・軍国主義イデオロギーがふかく青年会に浸透した」ゆえに「内務当局がまず青年会に望みを属するにいたる<sup>30)</sup>」などというのは、いささか論拠が希薄であろう。なぜならば日清戦後の「臥薪嘗胆」の時期にはやくも、来るべき戦争にむけて「軍国の思想」を煽る必要があったにもかかわらず、「平和的戦争」たる帝国主義諸列強との葛藤への突入を機に青年会に食指を動かすことになる、という点が問題なのである。さらにいえば、のちに軍部指導者田中義一が青年団体対策になぜ介入してくるのか、それは軍部の意図するような「軍国」青年の養成を青年会自体がなしていなかったからに他ならないのである。

さてこの時期、いかなる青年会が地方改良運動における模範的団体とされたのかをみると、まづうかがえるのが、町村全域の青年を網羅的に組織したものである。すなわち行政区域たる町村次元での青年の結合が必要とされる。しかし一挙に部落青年会を否定するのではない。「唯さう致しますれば或は、之が為めに一方の部落財産の統一とか、其他部落感情の絶滅とかいふことと矛盾をするやうでありますけれども、是は決して矛盾はしないやうな方法を講じて往かれることと存じます<sup>31)</sup>」という「方法」こそ地方改良運動の現実のネックとなる事項である。そこには、具体的な方法として推奨されたのがいかなるものであり、この運動ではいかなる社会教育が、青年会を中心として、望まれまた現実に展開されていったかということをもみることができる。

内務省が部落青年会と町村青年会との連絡の模範として挙げている和歌山県那賀郡田中青年会では、活動の目的を「本村青年ノ親睦ヲ厚クシ風紀ノ振肅知徳ノ修養体育ノ奨励其他各種公共事業ニ盡力スル」と掲げる。そのための事業としては、「道徳実業衛生法制経済其他学術上ニ関スル講談会ヲ開クコト」、「実業の講習会ノ開設」、「実業ノ改良ニ関スル協議并ニ実行」、「風紀ノ振肅ニ関スル協議并ニ実行」、「公共事業ノ補助并ニ協議実行等」、「生産物品評会ノ開設并ニ補助」、「角力撃剣柔術其他体育上有益ナル会合ヲ催スコト」、「軍人ノ送迎慰問又ハ後援ニ関スルコト」、「新聞雑誌図書閲覧ノ機関ヲ設クルコト」、「農業視察員ヲ派出スルコト」を行なう。またその支部会（部落青年会）規則には、村青年会の目的趣旨の普及徹底のため、次のような事業

を行なうこと、さらに個人的実践事項を規定している。支部会の事業は、村青年会の事業のうち、軍人後援と閲覧機関設置に替って、「田畑購入又ハ借入ヲナシ模範的試作ヲナスコト」および「個人的又ハ共同的ニ糞細工手工其他ノ副業ニ従事スルコト」という具体的事項、個人の実践事項は、「早起キ夜更シセサルコト」、「時間ヲ確立スルコト」、「勤儉貯蓄ニ勉ムルコト」、「喫煙飲酒ヲ節制スルコト」である<sup>32)</sup>。個人レベルの生活規律確立と勤儉貯蓄が、農事改良や知識向上、副業などの共同作業を軸にしなが、部落感情を超え町村次元で結合するような方向性が求められているのである。

その他の事例においても結合の軸となるのは、「実業思想の涵養」「農事改良」「勤儉貯蓄」「青年夜学会」「風俗矯正」等にはほぼ集約されるが、兵庫県当局などは「青年団の創造改善より実業思想の開発、農事の改良、勤儉貯蓄、保健衛生等に至るまで」のものを「苟くも公共の事業」<sup>33)</sup>として位置づけているのである。

兵庫県加古郡では郡長の企画により明治37年以来四大字を除き郡内83団体4300余名の青年を組織するにいたるが、共通してみられる事業の主なもの、夜学会(33団体)、勤儉貯蓄(54団体)である<sup>34)</sup>。

模範村として内務省によって奨励された源村を県下の農村経営および自治民育の範たらしめんとした千葉県では、青年会が機関紙で次のような宣伝を行なっている。

「青年会を立て、夜学をなし、毎月の例会で智識の交換をなし、共同試作で農事改良の率先者となり、勤勉の習慣を作り、其収益を投じて、推譲の精心を養ひ休日や夜業に働いて貯蓄をする」のは今の日本に最適不可欠の仕事であり、なおかつ戊申詔書に叶った仕事である。「我中川村の青年会は此趣旨から成り立ったのであるから、人の悪口や邪魔に悩着することなく各部会共同一致して、づん々々働くべし、絶へず貯金すべし。然し拝金宗になっては困る、徳は元で財は徳をたてる一つの器械であることを、よく考へて他人の為め村の為め、又国家の為めになる事なら労力をいとわぬ。といふ推譲の美德を為すことを忘れてはならぬ」<sup>35)</sup>

「教育ハ学校ニ於イテノミ行ハルベキモノデハナイ……社会教育ニ留意シテソノ普及改善ヲ計ルハコレ青年団ノ本務トスベキモノデアル」、  
「団結力ヲ培養シテ共同一致ノ美風ヲ発揚シ共ニ共ニ相利得ヲ享受スルヲ計ルハコレ青年団ノ本務トスベキモノデアル。」その一事業として共同貯蓄は「小ハ積ンデ大ヲナス塵モ積レバ山トナル微細ノ零細ヲ積ミテ遂ニハ莫大ナル財ヲナス然モ貯蓄心ハ勤勞ヲ尚ビ奢侈ヲ戒ム然シテ又共同的精神ヲ涵養スル上ニ於イテ最モ有効ナルモノトシテ模範村治績ノ根源ハコレヨリ発スルモノガ多イ」<sup>36)</sup>

ここにみられるのは、個的営為である勤儉貯蓄を、個人と公共との紐帯とみなすとともに、その紐帯の脆弱さを国家理念や模範事例をもちだすことによって補完しようとする、心情の動きである。

京都府では農会が、「農民をして致富の要道を知らしめ農村をして資源を涵養せしむる」ため青年会の誘導扶掖をすすめる。つまり農村における「重厚質実の風俗は洗ひ去られ軽浮荒怠の風俗浸潤し労働を厭ひ業務に忠実ならざるもの増加して居る」状況のもとでは、その教育程度と、農業への新知識導入の必要性とから考えても、「農事改良に対しては望を今日の青年に囑せざるを得ない」。しかしながらその青年にしても弊風から免れているわけではないゆえに、「風紀を作興し軽浮文華に失せしめざらんことを期する」<sup>37)</sup>のである。

竹野郡宇川青年会は「青年団体の統一を謀り 風俗の改良智識の修養及実業の発達上に貢献する」ことを目的として各種事業を行なう。そのうち農事奨励については、「過去に於ける其成績を見るに始めは生徒数少かりしも回を追って生徒数を増加し現時にありては青年は勿論当事者大に之を歓迎し該講習会に於て農事進歩上の輿論を作るが常なりされば有形無形に於て両村（旧共同体—引用者）の斯界を裨益する実に莫大なるを認む」というような効果をもたらしたと報告されている<sup>38)</sup>。

同郡郷村青年協和会でも同様の目的をもって村内青年を強制加入させるが、「但雇人は此限にらず」と、無産者には無縁な農業青年の結合体であることを明示している。事業としては、夜学会、農学講習、幻燈会などとともに、方言の調査・改善、米相場の調査・広報、さらに「村全体の平均と各区の平均とを算出し之を対照して自区劣りたる所に注意せしめん」がため村内主要物産の調査を行なっている。その効果としては「言語風俗一変し青年総て実務に熱中するに至れり」、夜学会は各区で「競争的に発達したること」、また「村民一般に青年団体の有効なることを自覚し青年団体のために盡力するに至りたること」などが挙げられるのである<sup>39)</sup>。

「平和の時太平の民は平和的の忠君平和的の愛国に心掛けざるべからず即各自の智徳を修養し産業を治め各自の利益各自の幸福を謀り以て社会の利益国家の福祉を増進せざるべからざるなり」<sup>40)</sup>と、私利私欲の追求を正当化するものとして社会・国家次元の利益をもちだす論理構造のなかで、戊申詔書を宣伝する京都府農会が推奨した上の二例にみられるように、農村における青年会への結合あるいは支持は、その農事改良・生産力拡大にむけた事業、および補習教育などを主要な軸としたものであり、ストレートな「教化」の機関では、ありえなかったのである。

以上みてきたように、青年会の活動は、「各自の利益各自の幸福」を謀るべき諸事業を中心として行なわれ、地方改良運動のなかで望まれた町村次元での結合も、私利私欲の追求を基底にした、いわば経済の領導する「道徳と経済の調和」であった。それはむしろ、資本制商品経済の浸透および中農層分解過程のなかでは当然でさえある。

問題は、国家将来の進運のため不可欠な経済的「競争」とそれに伴う弊害に対しての「道徳の必要」<sup>41)</sup>という国家官僚の図式に呼応した青年会の現場での指導理念が、「競争」に対応すべく行なわれる諸活動の正当性を、個人およびその所属する旧来の共同体の状況を投影しながらも、その内的論理ではなく、より上位（町村—国家）次元における「道徳」に準拠してうちだす、というところにある。共同体の上層成員は、明治地方自治制にみられるように、共同体に所属しつつそれを超えた次元で利害共有集団を見いだすという、所属の二重性のなかに存在するが、日露戦争および地方改良運動によってもたらされた彼らの課題は、その所属のあいまいさを国家との関係の中で統一することであった。青年会はこうした上層の心情の動きの表出として「社会教育」を行ない、個別利害—町村利害—国家利害という擬制的環節の強行的完結を画るのである。

しかし、この二重性の全面的統一という青年会の目標も、「日常卑近の事と着実なる事とは同一なるべきか、『万里の波濤を開拓』すべき、大使命を有せる大日本帝国青年は、膽大心小にして歩々着実に進み、以て彼岸に達するの大覚悟を要するか、或は又所謂着実に、日常の事を処し得れば則ち足るか」<sup>42)</sup>と揶揄されるように、国家への帰属の単一化を求める者からすれば、二重性の再生産におわるのである。こうした所属の二重性の再生産は、擬制の強化の過程において、共同体的関係性から階級的契機を決定的に解放することになる。

国家への一元的所属を訓練する「方法」として青年会を位置づける山本滝之助は、「青年会を使って産米改良を励行せしむべし、などと口走ると、産米改良の事たるや、必ずしも最初から小作人と地主との利益が悉く一致して居って意志が全く疎通して居るとはいへぬ。そこでどちらかの一部のものは青年会に対して何んとなき感情を悪しくするやうなことに立ち致らぬにも限らぬ」<sup>43)</sup>と「青年会利用」に対して危惧の念をもらしているが、実は「利用」などという問題ではなくて、青年会そのものが、個人および社会の福利増進を画するという理念のもとに、実質的には階級的利害を巡って活動しているのである。青年会の活動における脱落者に対する、「部落の名誉を傷つけた」との理由による制裁というかたちをとった、切り捨ては、単に「部落共同体秩序の強化」だけでなく、階級的利害追求による共同体の内的構造分解過程でのものとみるべきであろう。

勤儉貯蓄と同様、「実業思想の涵養」により「思想悪化」の防止に寄与しながら、青年会は、小作米改良奨励にみられるように、共同体下層成員の全き所属さえ保証しえず、あるいはそうした不完全な所属成員の存在自体を背景にして、個的営為一町村一国家という環節の完結に、その活動の正当性を求めた。すなわち青年会は、「道徳と経済の調和」をシンボル化することによって擬制を強化しつつ、現実の私的利害の追求を促進する「社会教育」を展開していくのである。

#### まとめにかえて

以上分析してきたように、地方改良運動は、その唱導者たちの理念と、現実の運動実態とが微妙に乖離しており、この乖離の中で現場指導者が自らの正当性を国家に求めるという、支配一被支配関係の展開であった。国家官僚のめざしたものは、共同体から自由な主体的営為に力点をおいた生産力拡大、および独立自営の生産者の共同作業による共有利害の創出とそれを通じた国家への利害関心の吸引であった。そのスローガンたる「道徳と経済の調和」は、経済一私的利害に先行されながら、運動現場の指導者たちは、個別利害の追求と「公共の利益」との狭間を、「道徳と経済の調和」という理念そのものによって埋めようとするのである。青年会は、こうした現実から無縁なものではありえず、また社会教育機能を期待されるその性格からして、上のような偽装化を強めながらその活動を展開していく。青年会の社会教育は、指導者一共同体上層成員が自己の所属の二重性を国家との対応関係の中で全面的に統一しようとする心情の動きに領導されながら、その正当性を、国家理念のシンボル化による、国民一国家の環節の擬制強化の中にうちだすのである。

残された課題は、所属の二重性が「前近代的」な、過去のものでなく、現代においても資本制的生産関係の中で再生産されていく、ということ踏まえ、その所属の二重性のダイナミズムの分析をすすめていくこと、および中下層と国家の関係がその後どのように展開していくか分析することである。

#### 註

- 1) 『第2回・第3回地方改良事業講演集』上巻, pp. 34—36
- 2) 同上, pp. 1—2, 第2回地方改良事業講習会開会式における平田東助内相の訓示演説
- 3) 『斯民』第1編第1号, 「開刊の辞」, 明治39年4月23日
- 4) 『地方自治要鑑』pp. 1—4

- 5) 『斯民』第1編第3号, 明治39年7月, p.52
- 6) 水野鍊太郎「斯の心を以て町村に尽せ」, 『斯民』第4編第9号, 明治42年10月
- 7) 『地方改良事業講演集』上巻。通常この講習会をもって「運動」のはじまりとされているが、むしろ日露戦後経営の一環として、明治39年の報徳会結成当時からその胎動がみられるのである。
- 8) 井上友一講演「自治の本義」, 同上, p.6
- 9) 岡田良平「国本は田舎に在り」, 『斯民』第2編第7号, 明治40年10月
- 10) 中川望講演「自治改良の事業」, 『第2回・第3回地方改良事業講演集』上巻, p.279
- 11) 井上友一「自治の本義」, 前掲書 p.4
- 12) 湯浅倉平講演「部落有財産統一及利用」, 『地方改良事業講演集』上巻, p.274
- 13) 『第2回・第3回地方改良事業講演集』上巻, pp.647—8
- 14) 有働良夫講演「地主と小作人」, 同上, pp.553—4。なお農商務省農務局編『地主と小作人』明治42年11月, 参照
- 15) 内務省地方局編『地方改良事績』明治42年8月, 第9章「地方改良ニ関スル条例及諸規約」
- 16) 同上
- 17) 同上
- 18) 『地方自治要鑑』p.166
- 19) 井上友一「自治興新論」, 『井上明府遺稿』, p.130
- 20) 東浦庄治『日本産業組合史』昭和10年8月, pp.239—245
- 21) 農商務省編『産業組合主任官会議要録』明治40年10月, p.106
- 22) 『教育時論』第849号, 明治41年11月, p.44
- 23) 内務省地甲第5号, 明治42年5月, (賀川隆行「地方改良事業の社会的基盤」, 『歴史学研究』第408号所収)
- 24) 『第2回・第3回地方改良事業講演集』上巻, p.641
- 25), 26) 「神津村一般ノ状況調書」大正元年, 『伊丹市史』第5巻, p.124
- 27) 『地方自治要鑑』p.227
- 28) 熊谷辰治郎編『大日本青年団史』附録 p.197
- 29) 『山本滝之助全集』pp.83—4
- 30) 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』p.185
- 31) 潮恵の輔講演「青年団体の監督指導」, 『第2回・第3回地方改良事業講演集』下巻, p.228
- 32) 前掲「地方改良ニ関スル条例及諸規則」
- 33) 兵庫県編『兵庫県に於ける自治経営と善行事蹟』明治41年7月, p.88
- 34) 内務省地方局編『地方資料』第6編, 明治40年3月, pp.26—8
- 35) 「中川村青年新聞」第1号, 明治42年5月, 『千葉県教育百年史』第3巻, p.1079
- 36) 「匝瑳郡豊畑村青年団報」第2号, 明治43年12月, 同上書, pp.1080—3
- 37) 『京都府農会報』第200号, 明治42年3月, 「明年度に於ける本会の新施設」
- 38), 39) 『京都府農会報』第201号, 明治42年4月
- 40) 前掲『京都府農会報』第200号, p.44
- 41) 平田東助「戊申詔書に就て(下)」, 『教育時論』第859号, 明治42年2月
- 42) 『教育時論』第902号, 明治43年5月, p.45。なおこれは明治43年4月, 名古屋で開催された全国青年大会における決議に対する批評である。
- 43) 前掲『山本滝之助全集』p.165